

鹿 児 島 県 公 報

平成25年11月 5 日（火）第2955号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※） （総務事務センター取扱い） 1

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 （森づくり推進課取扱い） 1
- 救急病院等の認定 （地域医療整備課取扱い） 2
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 （障害福祉課取扱い） 2
- 争議行為の予告 （雇用労政課取扱い） 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出 （農地整備課取扱い） 3
- 道路の区域の変更 （道路維持課取扱い） 3
- 道路の供用の開始 （道路維持課取扱い） 3

公 安 委 員 会 告 示

○遊技機の型式の検定の告示 （生活環境課取扱い） 4

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第63号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4号(3)中「うるし」の次に「，テレピン油」を加え，同表第7号(12)中「(11)」を「(14)」に改め，同号中(12)を(15)とし，(11)を(14)とし，(10)を(13)とし，(9)を(10)とし，(10)の次に次のように加える。

- (11) 1・2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
- (12) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別表第1第7号中(8)を(9)とし，(7)を(8)とし，(6)を(7)とし，(5)の次に次のように加える。

- (6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1133号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により，農

林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年11月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

志布志市有明町野神字後平2105番78, 2105番81, 有明町原田字上五敷807番1, 807番2, 有明町蓬原字井ノ木2955番1から2955番3まで, 2955番6, 2956番2, 有明町山重字釣ヶ迫11173番7, 松山町新橋字山角1623番1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は, 択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1134号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により, 次の病院を救急病院として認定した。

平成25年11月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
名瀬徳洲会病院	奄美市名瀬朝日町28番地1

2 認定の有効期限

平成28年10月14日

鹿児島県告示第1135号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により, 身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成25年11月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
瀬戸山 徹郎	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	外科	平成25年10月25日
吉川 弘太	川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町4107番地7	外科	平成25年10月25日
小川 浩平	日置市診療所	日置市日吉町日置1150番地1	内科	平成25年10月25日

鹿児島県告示第1136号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により, 平成25年10月22日付けをもって, 鹿児島県医療労働組合連合会執行委員長東郷花から, 次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成25年11月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 事件

- (1) 年末一時金及び手当改善の獲得
- (2) 大幅増員，夜勤制限，労働時間短縮など，労働条件の抜本的改善

2 争議行為の日時

平成25年11月 7 日（木）午前 8 時以降，問題の完全解決の日まで

3 争議行為の場所

鹿児島医療生活協同組合の経営する事業所（鹿児島市，霧島市及び南九州市）及び奄美医療生活協同組合の経営する事業所（奄美市，瀬戸内町，徳之島町及び天城町）

4 争議行為の概要

上記の場所において，全体的又は部分的に，あるいは断続的に，あらゆる形の争議行為を行う。

鹿児島県告示第1137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，白百合土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年11月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 山岡 和博 大島郡和泊町大字畦布916番地 1
 監事 山田 充雄 大島郡和泊町大字手々知名156番地
 （任期 平成25年10月 1 日から平成28年 8 月12日まで）

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 上山 富秀 大島郡和泊町大字出花846番地 3
 監事 山元 博文 大島郡和泊町大字手々知名525番地 2

鹿児島県告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成25年11月 5 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	国上安納線	西之表市国上字中之西平3444番11地先から同市伊関字二俣松67番13地先まで	前	10.9～62.9	1,374.5
			後	10.9～65.0	1,374.5

鹿児島県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成25年11月 5 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道	国上安納線	西之表市国上字中之西平3444番11地先から同市伊関 字二俣松67番13地先まで	平成25年 11月5日
----	-------	---	----------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第120号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年11月5日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこAKB48パート2	京楽産業、株式会社	3P0320
ぱちんこ遊技機	CRゲゲゲの鬼太郎 墓場からの招待状 FPL	株式会社藤商事	3P0769
ぱちんこ遊技機	CRゲゲゲの鬼太郎 墓場からの招待状 FPS	株式会社藤商事	3P0816
ぱちんこ遊技機	CR プロジェクト アームズFPFZ	株式会社藤商事	3P0870
ぱちんこ遊技機	CR Dororonえん魔くんW1	奥村遊機株式会社	3P0806
回胴式遊技機	喧嘩祭KR	KPE株式会社	3S0735
回胴式遊技機	激闘！西遊記KT	KPE株式会社	3S0815